

国民健康保険被保険者証の更新時期です

新しい保険証を7月下旬に、世帯主あてに送付します。保険税の納付状況によって、短期被保険者証又は資格証明書を交付する場合があります。

平成23年度 国民健康保険税納税通知書を7月上旬に送付します

■**納税義務者**／国民健康保険税は、被保険者(加入者)1人ひとりが個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。

■**税率**／国民健康保険税は、加入者の前年の所得等により算定されます。

【国民健康保険税の税率】

		医療保険分	後期高齢者 支援金等分	介護分 (40歳以上65歳未満の方)
所得割	課税対象所得(円)×	6.45%	2%	1.2%
資産割	固定資産税額(円)×	38%	—	—
均等割	1人当たり (人)×	12,800円	6,400円	12,000円
平等割	1世帯当たり	19,800円	—	—

■**普通徴収の納期限(年間8回)**／

[第1期]8月1日(月)、 [第2期]8月31日(水)、 [第3期]9月30日(金)
 [第4期]10月31日(月)、 [第5期]11月30日(水)、 [第6期]12月26日(月)
 [第7期]平成24年1月31日(火)、 [第8期]平成24年2月29日(水)

※国民健康保険税の納付は便利な「口座振替」をご利用ください。

■**取扱窓口**／平成23年度から課税される国民健康保険税は、これまでの取扱窓口(金融機関等)に加え、納期限内であれば曜日や時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアで納付することができるようになりました。

なお、コンビニエンスストアでの納付開始に伴い、納付書が単票形式に変わりましたので紛失等にご注意ください。

国民年金保険料の納付が困難な方には 免除・猶予制度があります

国民年金の第1号被保険者で、経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難な方には、所得審査で承認された場合、国民年金保険料の納付が免除又は猶予される制度があります。

平成23年度免除申請の受け付けは、7月から始まります。

免除制度は、次のとおりです。

○全額免除は、保険料の全額が免除になる制度です。

○一部免除は、一部保険料を納付することで、残りの保険料が免除になる制度です。

※所得審査は申請される方と配偶者、世帯主の平成22年中の所得が対象になります。

○若年者納付猶予は、30歳未満の方に限り利用できる制度で、保険料の納付が猶予されます。(学生の方は対象外となります。学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。)

※所得審査は申請される方とその配偶者の平成22年中の所得が対象になります。

■**申請に必要なもの**／・年金手帳 ・印鑑

・失業などの理由による申請は、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証等

・転入により松伏町で所得が確認できない方は、前住所地での平成22年中の所得証明書

※同一世帯の方が代理人として申請する場合は、本人確認ができるもの(免許証・パスポート等)、
 代理人が別世帯の方は、委任状が必要になります。